

東日本大震災に伴う診療報酬請求等 Q & A (第 12 版)
(平成 27 年 3 月 1 日以降の取扱い)

第 1 一部負担金等免除証明書の取扱い関係

Q 平成 27 年 3 月 1 日以降の免除証明書の取扱いはどのよう
になりますか。

(答)平成 27 年 3 月 1 日以降も引き続き、有効期限が更新された
免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の
支払いを免除することとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成 27 年 2 月 23 日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」

第2 一部負担金還付関係等

Q 1 一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのですか。

（答）免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

（厚生労働省関係通知）

平成 27 年 2 月 23 日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」の別紙 1

Q 2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になりますか。

（答）すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、
免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）
医療機関等が発行した領収書など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類
を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

（厚生労働省関係通知）

平成 27 年 2 月 23 日厚生労働省保険局保険課ほか事務連絡

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」の別紙 1